

〔宝塚市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A ₁ （注2） \geq 200m ² 又は主階が1階以外にあるもの ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと 平成32年 7月～10月
2	観覧場（注6）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A ₁ （注2） \geq 200m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
3	病院又は診療所（注7）	地階・F \geq 3（注1）又は A ₂ （注3） \geq 300m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
4	児童福祉施設等（幼保連携 型認定こども園を含む。）	地階・F \geq 3（注1）又は A ₃ （注4） \geq 300m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
5	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A ₃ （注4） \geq 300m ² ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと
6	共同住宅又は寄宿舎 （サービス付き高齢者向け 住宅、認知症高齢者グルー プホーム又は障害者グルー プホームに限る。）	地階・F \geq 3（注1）又は A ₃ （注4） \geq 300m ² ※避難階のみにあるものは除く。	平成30年 7月～10月
7	学校	地階・F \geq 3（注1）又は A ₄ （注5） \geq 2,000m ² ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと 平成31年 7月～10月
8	体育館、博物館、美術館、 図書館、ホーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場又はスポーツ練 習場	地階・F \geq 3（注1）又は A ₄ （注5） \geq 2,000m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
9	百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場（カオ ケボックスその他これに類する ものを除く。）、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は 物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）、 A ₃ （注4） \geq 500m ² 又は A ₄ （注5） \geq 3,000m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
10	カラオケボックスその他こ れに類するもの	A ₄ （注5） $>$ 100m ²	
(注1) 地階・F \geq 3		: 地階でその用途に供する部分が100m ² を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m ² を超えるものをいう。	
(注2) A ₁		: その用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計を示す。	
(注3) A ₂		: その用途に供する2階の部分（その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計を示す。	
(注4) A ₃		: その用途に供する2階の部分の床面積の合計を示す。	
(注5) A ₄		: その用途に供する部分の床面積の合計を示す。	
(注6) 観覧場		: 屋外観覧場を除く。	
(注7) 診療所		: 患者の収容施設があるものに限る。	

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

	報告対象	報告時期
建築設備 (注1)	「(1) 特定建築物」に設けられた建築設備	毎年 7月～10月
(注1) 建築設備：[換気設備]政令第112条第16項（当該項を準用する場合を含む。）の規定により防火設備を設けたものに限る。 [排煙設備]排煙機又は送風機を設けたものに限る。 [非常用の照明装置]蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	「(1) 特定建築物」に設けられた、随時閉鎖式の防火設備	毎年 7月～10月	外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のものに設けられた、随時閉鎖式の防火設備		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。